



捜一発第633号

平成18年11月8日

田所 辨蒔 殿

高知県警察本部長

鈴木 基久



公文書開示請求に係る非開示決定の取消し等について（通知）

平成15年7月24日付けで提出された公文書開示請求について、同年8月6日付け捜一発第480号で非開示決定をしていたところですが、平成17年（行コ）第10号の判決により取り消されましたので、別紙部分開示決定通知書のとおり通知します。



公文書部分開示決定通知書

捜一発第634号
平成18年11月8日

田所 辨諦 様

高知県警察本部長 鈴木 基久



平成15年7月24日付けで請求のありました公文書の開示については、高知県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを平成18年11月7日に決定しましたので通知します。

公文書の件名	1. 平成14年度の警察本部刑事部捜査第一課の国費の捜査費支払証拠書のうち、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む）、支払精算書（添付書類含む） 2. 平成14年度の警察本部刑事部捜査第一課の県費の捜査費支払証拠書のうち、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む）、支払精算書（添付書類含む）	
開示の日時	日時	平成18年11月9日 午後2時
及び場所	場所	警察情報公開コーナー 高知市丸ノ内二丁目4番30号 警察本部1階
公文書の一部を開示しない理由	別紙のとおり	
担当課等	担当課：刑事部捜査第一課 連絡先：警務部警務課 電話番号(088)826-0110 内線2672	
備考		

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として、（訴訟において高知県を代表する者は高知県公安委員会となります。）提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 注 （1） 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課等に連絡してください。
- （2） 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の一部を開示しない理由

高知県情報公開条例第6条第1項第2号該当

(理由)

非開示とした部分には、高知県情報公開条例第6条第1項第2号ウの実施機関が定める公務員の氏名(高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則(平成14年高知県公安委員会規則第3号)第2条に規定する公務員の氏名)が記載されており、特定の個人を識別することができるため。

また、非開示とした部分には、他の情報と結びつけることにより、特定の個人を識別することができる情報が記載されており、かつ、ただし書のいずれにも該当しないため。

高知県情報公開条例第6条第1項第4号該当

(理由)

非開示とした部分を明らかにすると、捜査協力者が特定され、今後の捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるとともに、捜査の動向が推測され、被疑者等の事件関係者において、逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあり、また、非開示とした部分には捜査活動における職員の氏名、捜査活動において利用した店舗名等が記載されており、これを開示すると事件関係者から報復を受けるおそれがある等、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるため。

418-11-9

	捜一		暴対		計
	国費	県費	国費	県費	
4月分	59	50	46	39	194
5月分	49	47	43	36	175
6月分	59	57	48	33	197
7月分	60	60	54	43	217
8月分	55	50	52	36	193
9月分	67	52	52	45	216
10月分	57	49	57	49	212
11月分	72	53	42	56	223
12月分	62	61	45	45	213
1月分	64	58	41	44	207
2月分	68	55	35	46	204
3月分	65	57	39	30	191
計	737	649	554	502	2,442

418-11.9

	搜二		計
	国費	県費	
4月分	36	32	68
5月分	47	36	83
6月分	42	49	91
7月分	42	38	80
8月分	37	42	79
9月分	46	35	81
10月分	46	44	90
11月分	44	45	89
12月分	45	37	82
1月分	38	32	70
2月分	40	44	84
3月分	50	53	103
計	513	487	1,000

H 14年

捜査費執行状況等一覧表

(国費)

捜査員名	支出年月日	用 務 名	交付金額	内 容				出 張				精算年月日	過不足額	備 考 (事件経過等)	
				年 月 日	債 主	金 額	交付場所	領収の有無等	出発日	交通手段	出張期間等				帰庁年月日
川村 誠	4月4日 (木)	数県にわたる中国人グループ等による重要な窃盗事件捜査費	65,000	4月4日 (木)	高知市市町	50,000	高知市本町4丁目 居酒屋 12,000	なし 暴力団がらみのため					4月5日 (金)	返納 3,000	
矢野 敏	4月10日 (水)	数県に及ぶ広域金庫破り等重要な窃盗事件捜査費	51,000	4月10日 (水)	高知市竹島町	50,000	高知市南金田 喫茶店 700 電話代 30	あり 印鑑なし					4月10日 (水)	返納 270	
矢野 敏	4月16日 (火)	数県に及ぶ広域金庫破り等重要な窃盗事件捜査費	11,000	4月16日 (火)	高知市市野	10,000	高知市市町3丁目 喫茶店 800	あり					4月16日 (火)	返納 200	
中内典明	4月22日 (月)	数県にわたる中国人グループ等による重要な窃盗事件捜査費	45,000	4月22日 (月)	高知市神田	30,000	高知市洞ヶ島町 喫茶店 10,000 電話代 20 タクシー 3,000	なし 暴力団がらみのため					4月24日 (水)	返納 1,980	
中内典明	5月8日 (水)	暴力団員らによる数県にわたる重要な組織的自動車盗事件捜査費	31,000	5月8日 (水)	高知市福井町	30,000	高知市丸ノ内2丁目 喫茶店 700	なし 暴力団がらみのため					5月8日 (水)	返納 300	
矢野 敏	5月9日 (水)	数県に及ぶ広域金庫破り等重要な窃盗事件捜査費	60,000	5月9日 (水)	高知市市野	50,000	高知市市町2丁目 喫茶店 8,000 電話代 20	あり					5月10日 (金)	返納 1,980	
川村 誠	5月14日 (火)	暴力団員らによる数県にわたる重要な組織的自動車盗事件捜査費	30,000	5月14日 (火)	高知市神田	20,000	高知市市町3丁目 スナック 6,000 電話代 30	なし 暴力団がらみのため					5月15日 (水)	返納 3,970	
高橋 努	5月17日 (金)	暴力団員らによる数県にわたる重要な組織的自動車盗事件捜査費	30,000	5月17日 (金)	高知市一宮	30,000	高知市丸ノ内1丁目 城西公園広場	なし 暴力団がらみのため					5月17日 (金)	±0	
中矢元久	6月6日 (木)	数県にわたる中国人グループ等による重要な窃盗事件捜査費	50,000	6月6日 (木)	高知市長浜	50,000	高知市丸ノ内1丁目 城西公園広場	なし 暴力団がらみのため					6月6日 (木)	±0	
西川秀樹	6月11日 (火)	数県に及ぶ広域金庫破り等重要な窃盗事件捜査費	60,000	6月11日 (火)	高知市長浜	50,000	高知市流手筋 スナック 6,000 電話代 50	なし 知人関係のため					6月12日 (水)	返納 3,950	
高橋 努	6月13日 (木)	暴力団員らによる数県にわたる重要な組織的自動車盗事件捜査費	51,000	6月13日 (木)	高知市一宮	50,000	高知市本町4丁目 喫茶店 700	なし 暴力団がらみのため					6月13日 (木)	返納 300	
高橋 努	6月18日 (火)	暴力団員らによる数県にわたる重要な組織的自動車盗事件捜査費	51,000	6月18日 (火)	高知市朝倉	50,000	高知市本町5丁目 喫茶店 800	なし 暴力団がらみのため					6月18日 (火)	返納 200	
西川秀樹	6月20日 (木)	暴力団員らによる数県にわたる重要な組織的自動車盗事件捜査費	80,000	6月20日 (木)	高知市横内	70,000	高知市水園寺町 喫茶店 11,800 電話代 20	なし 暴力団がらみのため					6月21日 (金)	返納 △ 1,820	
田村 昭	6月20日 (木)	数県にわたる中国人グループ等による重要な窃盗事件捜査費	60,000	6月20日 (木)	高知市横浜	50,000	高知市市町2丁目 喫茶店 8,000 電話代 40	なし 知人関係のため					6月21日 (金)	返納 1,960	
矢野 敏	6月27日 (木)	数県に及ぶ広域金庫破り等重要な窃盗事件捜査費	40,000	6月27日 (木)	高知市市野	30,000	高知市市町2丁目 居酒屋 8,500 電話代 20	あり					6月28日 (金)	返納 1,480	

1733456789101112131415

課(署)長	総括補佐 (副署長・次長)	出納簿登記
壬生	安岡	安岡

捜査費支出伺

平成 14 年 4 月 4 日

¥ 65,000

警部補

渡

ただし、下記内訳のとおり
上記の金額支出してよろしいか。

記

官 職	氏 名	金 額	支 出 事 由	交付年月日
警部補		円 65000		

支 払 精 算 書

平成 14 年 4 月 5 日

捜査第一課 (署) 長 殿

警 署 補

平成 14 年 4 月 5 日 概算金額で受領した捜査費について、下記内訳のとおり支払ったので、領収書を添えて精算いたします。

記

- 1 既 受 領 額 ￥ 65,000
- 2 支 払 額 ￥ 62,000
- 3 差引過不足(△)額 ￥ 3,000

支 払 額 内 訳

支払年月日	支 払 事 由	金 額
		円
		50,000
		12,000
計		62,000

課 (署) 長	総括補佐 (副署長・次長)	出納簿登記
		

上記の返納 額について 返納 してよろしいか。
不足 未出

上記の精算の結果の 返納額 返納 の 年月日	平成 14 年 4 月 5 日	領 収 印
不足額 領収		

領収書を徴することができなかった理由は、支払事由欄記載のとおり相違ないことを確認する。

刑事部捜査第一課長

警視 壬 生 澄 雄



¥12,000.——

課(署)長	総括補佐 (副署長・次長)	出納簿登記
		

捜査費支出伺

平成 14.4.10 日

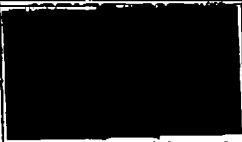
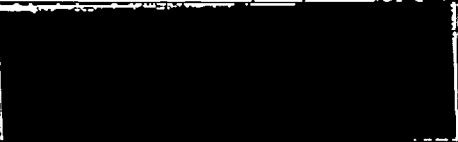
¥ 5,000

警部補

渡

ただし、下記内訳のとおり
上記の金額支出してよろしいか。

記

官 職	氏 名	金 額	支 出 事 由	交付年月日
警部補		円 5,000		

支払精算書

平成14年8月10日

捜査第一課(署)長 殿

署印補

平成14年8月10日 概算金額で受領した捜査費について、下記内訳のとおり支払ったので、領収書を添えて精算いたします。

記

- 1 既受領額 ￥ 51,000
2 支払額 ￥ 50,730
3 差引過不足(△)額 ￥ 270

支払額内訳

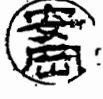
支払年月日	支払事由	金額
		円
		50,000
		700
		270
		50,730

課(署)長	総括補佐 (副署長・次長)	出納簿登記
署印	署印	署印

上記の返納額について返納してよろしいか。
~~不足~~ ~~支出~~

上記の精算の結果の返納額の年月日 平成 14.4.10 日 領収印

領収書を徴することができなかった理由は、支払事由欄記載のとおり相違ないことを確認する。

課(署)長	総括補佐 (副署長・次長)	出納簿登記
		

捜査費支出伺

平成 14 年 4 月 16 日

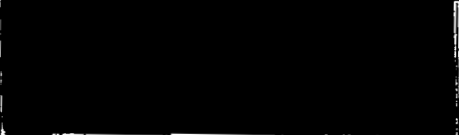
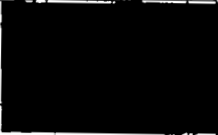
¥ 11,000

警部補



渡

ただし、下記内訳のとおり
上記の金額支出してよろしいか。
記

官 職	氏 名	金 額	支 出 事 由	交付年月日
警部補		円 11000		

支払精算書

平成14年4月16日

捜査第一課(署)長 殿

署補

平成 概算金額で受領した捜査費について、下記内訳のとおり支払ったので、領収書を添えて精算いたします。

記

- 1 既受領額 ￥ 11,000
2 支払額 ￥ 10,800
3 差引過不足(△)額 ￥ 200

支払額内訳

支払年月日	支払事由	金額
		円
		10,000
		800
計		10,800

課(署)長	総括補佐 (副署長・次長)	出納簿登記
王生	署	安岡

上記の返納額について返納してよろしいか。
~~不足~~ ~~支出~~

上記の精算の結果の返納額の年月日
~~不足額~~ ~~領収~~

平成 14.4.16 日

領収印

領収書を徴することができなかった理由は、支払事由欄記載のとおり相違ないことを確認する。